別紙１

別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

附属機関又は会議体の名称		豊島区障害者権利擁護協議会
事務局（担当課）		障害福祉課
開　催　日　時		令和７年　２月４日（火）　18 時 30 分　～　20 時 30 分
開　催　場　所		区役所本庁舎　807・808 会議室
議　　題		（１）　第１回会議の委員意見について （２）　令和７年度障害者差別解消に関する取組について　（案） （３）　障害者虐待防止対策支援事業報告 （４）　豊島区の障害者虐待への取組と事例紹介
公開の可否	会　議	☐公開　☑非公開　☐一部非公開　　傍聴人数　　０人
	会 議 録	☐公開　☐非公開　☑一部非公開
出席者	委　員	鈴木孝典、坂本千花、内田暁彦、羽鳥乃路、前田貴子、 安井敦子、藤本知哉、上原直哉、垣沼有紀子、川村愼二、 中島裕子、武井悦子、長谷川則之、小林純子、田中慎吾、 山田さつき
	そ の 他	福祉部長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長・ 福祉総務課長 （事務局） 障害福祉担当係長、障害福祉担当主事 心身障害者福祉センター係長、心身障害者福祉センター主事

１　開会
２　会議の傍聴、会議録について
３　議事

１）第１回会議の委員意見について
　資料第３に基づき、事務局より説明

２）令和７年度障害者差別解消に関する取組について　（案）
　資料第４に基づき、事務局より説明
（委　員）この会議の委員の方はスポーツのつどいに参加したことがあるか。
（事務局）スポーツのつどいは委員の方を招待していない。
（委　員）特定の障害のみならず、様々な障害のある方が参加しているため、ぜひ委員の皆様にも次回のスポーツのつどいには参加していただきたい。
（委　員）スポーツのつどいでは社会福祉協議会でもボランティアを募集しており、今年は大学生２名と会場である千歳世橋中学校の生徒に参加していただいた。
　現時点では、一般の区民の方は参加していないという状況である。
（会　長）大学の学生もイベントに関与できるようになるとよい。
（委　員）差別解消について、特定のイベントだけでなく、一般の区民の方が普段から利用する施設でも周知・啓発ができるとよい。
（事務局）X（旧 Twitter）や区のホームページ等の様々な媒体で周知・啓発を図る。
（会　長）障害の種類や年代によって情報へのアクセス方法は異なるため、引続き多様な媒体で周知・啓発を図っていただきたい。
（委　員）資料では世界自閉症啓発デーは４月初旬と記載されているが、日付は毎年４月２日に決まっている。

３）障害者虐待防止対策支援事業報告
　資料第５～８に基づき、事務局より説明

（委　員）虐待を受けた本人や近隣住民、知人から虐待の通報があったと記載があるが、この方々はどこで通報の仕組みを知るのか。
　また、通報が増えると区職員の負担も増えると思われるが、区としてどのような配慮をしてるのか。
（事務局）本人からの届出は、精神障害の方や知的障害の程度の低い方がご自身で虐待であると気づいて報告するという状況が多い。また、近隣住民への周知は、区の広報で行っている。

その他にも、地域生活支援拠点コーディネーターを配置し、虐待には至らないが、サービスが行き届いていない方を拾い上げて、行政と連携して支援していく取組を実施している。
職員体制に関しては、個人ではなく組織で対応するため、弁護士へ相談したり、精神科医や弁護士と連携してケア会議を実施したりしている。人員配置に関しても引続き検討する。

（副会長）今回の最高裁の判決により、面会制限をする際に審査請求及び取消訴訟ができる旨を伝える必要があるとともに、不利益処分の理由も示さなければならないため、虐待防止センターでも十分に配慮して対応していただきたい。
また、資料６に虐待報告の内、２件は「受理せず」とあるが、これは虐待防止センターでは対応せず、関係機関に移管したということか。そうであるならば、行政手続法の観点から「受理せず」ではなく、「関係機関へ移管」等の文言に修正するべきである。

（事務局）ご指摘の通り、他の関係機関や虐待を受けた方が支給決定を受けている自治体に移管したということである。
「受理せず」の文言は内部で管理するために使用していたものである。ご指摘いただいた通り、適切な表現に修正する。

（会　長）情報開示に備えて、手続きを記録化するということをこれを機に再確認していただきたい。

（委　員）審査請求がされた場合、どの機関でどのように審査されることになるのか。

（副会長）まず、審査請求とは、行政庁の公権力の行使に対して不服を申し立てるものである。上級行政庁に審査請求することになるため、豊島区の場合は東京都に審査請求することになる。この審査請求の判定にさらに不服がある場合は、地方裁判所で行政処分取消訴訟が行われる。

（委　員）審査請求はどのようなメンバーでどのように行われるのか。

（副会長）審査会では審査委員が５名ほどおり、審査請求をした者の意見陳述が行われる。その後、書面にて処分が正しかったか、正しくなかったかの判決が下される。

（会　長）社会福祉法第 82 条では、事業所は利用者等からの苦情に対して適切に対処しなければならないと定められている。本来、虐待があった場合は事業所の担当窓口の方が利用者等から苦情を受付け、担当者が虐待通報をするという流れであるが、現在の豊島区では利用者等から直接虐待通報が入っているのか。

（事務局）現状は職員からの通報が多く、事業所の担当窓口を通じて通報に至るというケースはない。

（会　長）社会福祉法第 82 条の苦情解決の仕組みが虐待防止に繋がるという趣旨があ

審　議　経　過

るにもかかわらず、そもそも苦情解決の仕組みが機能していないということであれば、制度を見直す必要がある。

（委　員）社会福祉法に基づく苦情解決制度は、豊島区では、社会福祉協議会の「サポートとしま」が機能を有している。
しかし、制度の複雑化により利用者が、どの相談窓口に相談すればよいかが分からなくなっている。
今後、利用者がたらい回しにされることがないよう、「虐待防止センター」と「サポートとしま」が連携を深めることが重要である。

4）豊島区の障害者虐待への取組と事例紹介
資料第９～10 に基づき、事務局より説明

（会　長）引続き記録を丁寧に積重ねて、定期的に分析することが重要である。

（委　員）弁護士に相談することが今は敷居が高く感じているため、より相談しやすい体制になるとよい。

（副会長）昔に比べて弁護士への相談は敷居が下がったように感じている。より気軽に相談していただきたい。

（委　員）虐待事例について、どのような指標で終結と判断しているのか。
また、終結した後にどのようなアフターフォローをしているのか。

（会　長）虐待が起きないようにモニタリングし、事業所が孤立しないことが重要である。

（事務局）今回の事例では、虐待改善計画書及び報告書を基に、約半年間モニタリングを実施した。改善されているかの判断は職員や利用者の聞き取りにより判断した。
また、今年から基幹相談支援センターの機能強化事業として、精神科医と弁護士に相談できる個別支援会議を年に６回実施している。これにより、専門相談の前段階の支援困難事例を気軽に相談できるようになった。

その他事務局より報告

（事務局）第１回会議で報告した視覚障害の方への点字シールの貼付事業について報告。現在、点字シールの貼付希望者は 36 名である。

４　閉会

会　議　の　結　果	・新たな決定事項はなし。

提出資料等	資料１　令和６年度豊島区障害者権利擁護協議会名簿 資料２　令和６年度第１回　豊島区権利擁護協議会会議録 資料３　第１回会議の委員ご意見について 資料４　令和７年度障害者差別解消に関する取組（案） 資料５　虐待事例への対応状況等(国) 資料６　障害者虐待防止対策支援事業報告 資料７　虐待防止体制の整備の徹底について(都) 資料８　面会の制限に係る通知への教示文について(国) 資料９　障害者虐待対応事案の紹介（※当日配付、回収） 資料 10　障害者虐待の未然防止の取組 別　紙　第２回豊島区障害者権利擁護協議会に対するご意見等の提出について